



# KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 17

March 2016

会計トピック⑥

IASB公開草案「IFRS第9号『金融商品』と  
IFRS第4号『保険契約』の適用  
(IFRS第4号の改訂案)」の概要

[kpmg.com/jp](http://kpmg.com/jp)



# IASB公開草案「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用(IFRS第4号の改訂案)」の概要

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

シニアマネジャー 加賀 直樹

国際会計基準審議会（IASB）は、2015年12月9日に公開草案（ED/2015/11）「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用（IFRS第4号の改訂案）」（以下「本公開草案」もしくは「ED」という）を公表しました。

本公開草案は、IFRS第9号の適用日と新しい保険契約の会計基準の適用見込日が異なることに関する市場関係者の懸念に対処したものであり、現行IFRS第4号を改訂し、IFRS第9号の適用に関する例外的な取扱いを認めるものです。本稿では、このIFRS第4号改訂案の概要について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



加賀 直樹  
かが なおき

## 【ポイント】

- 本公開草案は、現行IFRS第4号を改訂し、以下の規定を導入することを提案している。
  - 保険契約を発行することが支配的活動（predominant activity）である企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除する（IFRS第9号の一時的免除）。
  - IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業に対して、保険事業に関する適格金融資産から生じる利得または損失の一部を当期純利益からその他の包括利益に振り替えることを認める（上書き（overlay）アプローチ）。
- ただし本稿公開草案は、IFRS初度適用企業については、IFRS第9号の一時的な適用免除および上書きアプローチのいずれも適用禁止とすることを提案している。
- IFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチの双方とも、新しい保険契約の会計基準が適用になった段階で廃止されるほか、IFRS第9号の一時的免除については新しい保険契約の会計基準の適用前であっても2021年以降は廃止することを提案している。

## I. 公開草案の背景 - IFRS第9号の適用に伴う保険者への影響

IASBは、2014年7月に最終版のIFRS第9号「金融商品」を公表しました。IFRS第9号には金融商品の分類および測定に関する規定が含まれており、その適用日は2018年1月1日以降開始する報告期間とされています（早期適用も可能）。一方、IASBは現行のIFRS第4号「保険契約」を新しい保険契約の会計基準に差し替えるプロジェクトを進めていますが、新しい保険契約の会計基準については公表日から適用日までに3年程度の準備期間を認める予定であるため、その適用日は最短で2020年以降とIFRS第9号の適用日よりも遅れることが見込まれています。

保険業界は、この両基準書の適用日の相違について、短期間に連続して2つの主要な会計基準の変更が続くことや、IFRS第9号の分類および測定規定が新しい保険契約の会計基準よりも前に適用されることに伴い金融商品の分類が変更され、結果として、会計上のミスマッチおよび当期純損益とその他の包括利益（OCI）のボラティリティが一時的に増大する懸念を表明してきました。また、これらは同時に、財務諸表作成者と利用者の双方に作成負担と煩雑さの増加を招くおそれがありました。

IASBは、IFRS第4号を改訂する本公開草案において以下の2つのアプローチを導入することでこれらの懸念に対処しようとしています。

### ● IFRS第9号の一時的免除

- 対象企業：保険契約を発行することが支配的活動である企業
- 対象商品：すべての金融資産および金融負債
- 内容：IFRS第9号の適用を一時的に免除し、引き続きIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認める
- 主な効果：新しい保険契約の会計基準適用までの間に生じる、当期純損益およびOCI双方における一時的な会計上のミスマッチおよびボラティリティ増大を抑制できる。また、IFRS第9号適用開始時に必要となる金融資産の事業モデル評価を延期可能（III1.(1)参照）

### ● 上書きアプローチ

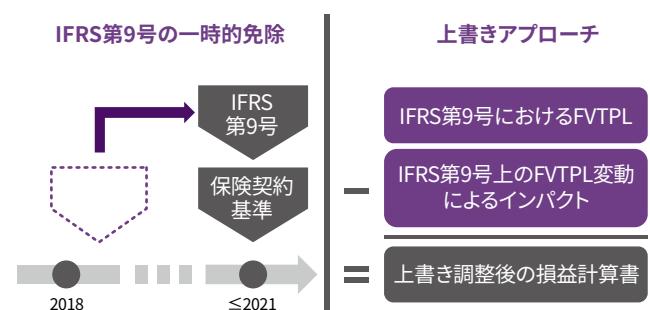
- 対象企業：保険契約を発行する全ての企業
- 対象商品：適格金融資産（II2.(1)参照）
- 内容：適格金融資産について、IFRS第9号上の当期純損益認識額とIAS第39号上の当期純損益認識額の差額を、当期純利益からその他の包括利益に振り替えることを認める
- 主な効果：新しい保険契約の会計基準適用までの間に生じる、当期純損益における一時的な会計上のミスマッチおよびボラティリティ増大を抑制可能

本稿では、本公開草案の概要について解説するとともに、これらが保険業界および財務諸表利用者の懸念に対してどのように対処しているのか解説します。

## II. 公開草案の内容

ISABは図表1に示すように、2つのアプローチを提案しています。いずれのアプローチも、その適用は任意とされています。

【図表1 IFRS第9号の一時的免除と上書きアプローチ】



### 1. IFRS第9号の一時的免除

#### (1) 概要

IASBは、IFRS第9号の一時的免除を、一定の要件を満たす企業について容認することを提案しています（強制ではない）（ED3項(a)）。

一時的免除の適用には、企業がIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行しており、かつ、当該事業が「支配的活動」であることが必要です（II1.(3)参照）。この「支配的活動」であるか否かの判定は、報告企業レベルで行われます（ED BC56項）。

一時的免除は、報告企業のすべての金融資産および金融負債に対して適用されます。なお、IFRS第9号上、純損益を通じて公正価値で測定（FVTPL）するものとして指定した金融負債については、自己の信用リスクの変動から生じる公正価値変動部分を原則としてOCIに計上しなければなりませんが、一時的免除を適用する企業においても当該表示を選択することが可能とされています（ED20B項、IFRS第9号5.7項1(c)、同5.7.7-5.7.9項）。

IFRS第9号を既に適用開始している企業については、原則として、適用しているIFRS第9号がどのバージョンのものであっても、IFRS第9号を適用中止しIAS第39号に戻ることは認められていません（ED20A項）。ただし、IFRS第9号上FVTPLに指定した金融負債に係る利得または損失の表示に関する規定のみ従前適用している場合は、その他のIFRS第9号の規定について一時的免除を適用可能とされています（ED20B項、IFRS第9号5.7項1(c)、同5.7.7-5.7.9項）。

## (2) 連結グループへの影響

例えば、IFRS第9号の一時的免除の要件を満たす連結グループであって、報告企業レベルの下に単独あるいはそのレベルでの報告が要求される子会社がある場合、それらの子会社においてIAS第39号とIFRS第9号の両方の基準で財務情報を作成する必要が生じる可能性があります。

また、連結グループが「支配的活動」基準を満たさない場合であっても、子会社で「支配的活動」基準を満たす企業が単独で報告企業であった場合には、そのレベルにおいては一時的免除の適用は可能となります。

IFRS第9号の適用開始日において、IFRSの初度適用企業がグループに存在する場合にも同様のことが生じる可能性があります（IV2. 参照）。

保険会社が一時的免除を選択する際、このようなケースでIAS第39号とIFRS第9号の両方で報告しなければならない子会社の作成負担や煩雑さを十分検討したうえで決定する必要があります。

なお、本公開草案では以下の論点については詳細なガイダンスを提供していません。

- 関連会社あるいはジョイントベンチャーへの投資における会計処理

（例えば、関連会社側では一時的免除が適用可能であるが、投資家側の連結財務諸表では一時的免除が適用できない場合等）

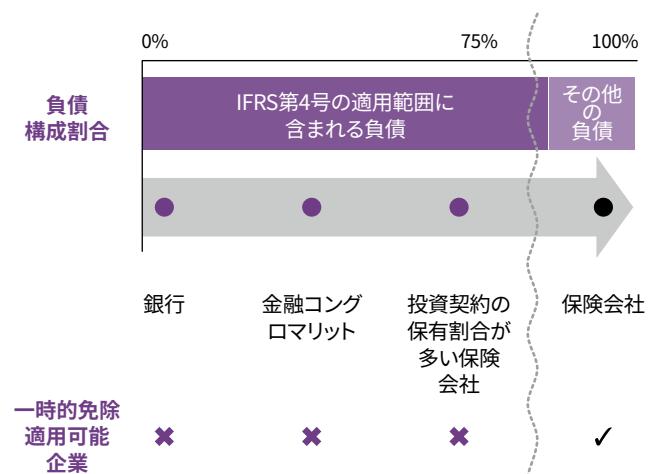
- 連結グループ内でIFRS第9号への移行時期が異なる場合の、IFRS第9号上の移行措置の適用方法

（例えば、連結グループまたは子会社の一方だけが一時的免除を適用する場合のIFRS第9号への移行時の当初認識や開示等）

## (3) 支配的活動

保険事業が「支配的活動」に該当するか否かは、IFRS第9号の

【図表2 支配的活動の判定】



初回適用日に判定することになります（ED20D項）。判定は負債の帳簿価額で行われ、図表2のよう、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約から生じる負債が、企業のIFRS第9号の適用が要求される日における負債総額に対して、「支配的」な割合を占めているか否かで判定されます（ED20C-D項）。その後の期間においては、企業構造に明らかな変化が生じた場合にのみ再評価することになります（ED20D項）。

本公開草案では、支配的活動の判定に関して具体的な数値基準を設けていませんが、その結論の根拠では、例示として、IFRS第4号の負債が負債総額の75%を占める場合であっても、当判定の目的上は当該企業の保険事業は主要であるとは考えられないことが示されています（ED BC65項）。

したがって、保険事業が重要な割合を占める企業であっても、IFRS第4号の適用範囲に含まれる負債がその報告企業レベルにおいて支配的活動と判定されない場合、IFRS第9号の一時的免除は適用できないことに留意が必要です。

支配的活動の判定においては、負債総額には、借入による資金調達やデリバティブ負債など保険事業と直接関係しない負債や、保険事業に関係するものであっても税金や退職給付に係る負債などIFRS第4号の負債とみなされない項目も含まれると考えられます。また、保険契約の契約期間や保険料および保険金の受払いのタイミングによっては、IFRS第4号の負債が相対的に少なくなることも考えられます。そのため、一時的免除の適用上、これらの要因により、保険事業が支配的活動であると判定できないケースが生じるものと考えられます。

ただし、一時的免除が適用できない企業であっても、上書きアプローチ（II2. 参照）を使用することで、保険事業に係る金融資産から生じる会計上の損益ミスマッチを一定削減することが可能になると思われます。

また、一時的免除を適用する企業であっても、報告企業の企業構造に明らかな変化が生じた場合には、保険事業が支配的活動であるか否かを再評価する必要があります。例えば、重要な事業の売却、事業変革、あるいは合併や買収などが行われた場合、この支配的活動の判定が変更になる可能性があります（ED20D項）。

## 2. 上書きアプローチ

### (1) 概要

上記のIFRS第9号の一時的免除とともに、IASBは、適格金融資産に関して、IFRS第9号で認識される損益とIAS第39号で認識される損益の差額を、当期純損益からその他の包括利益（OCI）に振り替えることができる、「上書きアプローチ」を提案しています（ED35A項）。

上書きアプローチは、IFRS第4号の適用範囲となる保険契約

を発行しており、IFRS第4号とともにIFRS第9号を適用する企業であれば適用が認められます(ED3項(b))。ただし、一時的免除の規定と同様、IFRS第9号を既に適用開始している企業については、それがどのバージョンであっても上書きアプローチの適用は認められていません(ED35D項)。

なお、上書きアプローチを適用する場合も、一時的免除の場合と同じく(II 1.(1)参照)、IFRS第9号上FVTPLに指定した金融負債に係る利得または損失のうち、自己の信用リスクの変動から生じる公正価値変動部分についてのみ、OCIに表示することを選択可能です。同様に、IFRS第9号上FVTPLに指定した金融負債に係る利得または損失の表示に関する規定のみ従前適用している場合は、IFRS第9号の全面適用に移行する時点において、上書きアプローチが適用可能となります(ED35D項、IFRS第9号5.7項1(c)、同5.7.7-5.7.9項))。

上書きアプローチの適用対象となる適格金融資産は、以下の両方の要件を満たす必要があります(ED35B項、BC35項、BC38項)。

- IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約に関連するものとして指定された金融資産(すなわち、IFRS第4号の適用範囲外とされる投資契約に係る金融資産は除外されるものと考えられます)。
- IFRS第9号を適用した場合にはFVTPLで測定されるものの、IAS第39号を適用した場合にはその全体がFVTPLで測定されない金融資産。

この適格金融資産の指定は、金融資産とIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約との関係に変化が生じた場合にのみ、追加指定が可能となります(ED35E項)。

金融資産が適格要件を満たす場合に上書きアプローチの適用が認められる一方、適格要件を満たさなくなった場合には企業は上書きアプローチの適用を中止し、OCIに計上された累計額を当期純損益に振り替えることになります(ED35E項(c)、BC41項)。

## (2) シャドーアカウンティングとの併用

保険契約負債に関してシャドーアカウンティングを適用している場合、上書きアプローチとの関係を考慮する必要があると考えられます。

シャドーアカウンティングとは、保険負債の測定が保有資産から生じる実現損益から直接影響を受ける場合において、資産の未実現損益が(当期純損益またはOCIとして)認識されている一方、当該資産に対応する保険負債の変動が認識されていない場合に生じる会計上のミスマッチを削減するため、保険負債合計額を調整できるようにする会計処理になります(現行IFRS第4号30項)。

上書きアプローチは、IFRS第9号の適用日と新しい保険契約の基準の適用日に差異がある場合に生じる問題をその移行期間において一時的に解決する手段として設計されているため、既にシャドーアカウンティングを適用している企業においてはその会計方針に従い、基本的に従来の会計処理を継続することになりますが、シャドーアカウンティングの適用対象とならない部分(保有資産から生じる実現損益から直接影響を受けない部分)については追加的に上書きアプローチを適用する余地があるものと考えられます。

## (3) 上書きアプローチの効果

上書きアプローチの適用により、新しい保険契約の会計基準が導入されるまでの間、当期純損益における一時的な会計上のミスマッチおよびボラティリティ増大を抑制することが可能となります。

しかしながら、IAS第39号上償却原価で測定されていた金融資産が、IFRS第9号上FVTPLで測定される場合には、当期純損益における一時的な会計上のミスマッチおよびボラティリティの増大は抑制できても、OCIおよび株主資本上は効果がありません。また、上書きアプローチを適用したとしても、短期間に2つの会計処理の変更を行わなければならないことには変わりがありません。

他方、金融資産の多くをIAS第39号上FVTPLに指定している企業であれば、新しい保険契約の会計基準の適用開始日前にIFRS第9号を適用することによるインパクトは、そもそもほど大きくはならないと考えられます。

そのため、上書きアプローチを適用するかどうかの検討に際しては、上記のような影響評価を十分に行う必要があると思われます。

## (4) 利用可能なその他のオプション

IFRS第9号の一時的免除または上書きアプローチの要件を満たさない等の理由により、これらを適用しない場合であっても、一時的な会計ミスマッチやボラティリティ増大に関して以下のような方法で対処することも考えられます。

- シャドーアカウンティング：前述のように、現行IFRS第4号においても、資産の未実現損益が財務諸表上認識されている一方、当該資産に対応する保険負債の変動が認識されていない場合に生じる会計上のミスマッチについて、保険負債合計額を調整することができます(現行IFRS第4号30項)。
- 現在の市場金利の適用：現行IFRS第4号上、保険負債の測定において現在の市場金利を導入することが認められています(現行IFRS第4号24項)。
- 任意の会計方針の変更：現行IFRSにおいても、会計ミスマッチ削減のために会計方針の変更を行うことも一定認められており、新しい保険契約の会計基準と整合する保険負債の評価もこれに含まれると考えられます(現行IFRS第4号22項、同BC145項、IAS第8号21項)。
- 開示：現行の会計ルールと同様に、一時的な会計ミスマッチや当期純損益のボラティリティ増大について、財務諸表上の開示で十分に説明することも考えられます。

IFRS第9号の開示が要求されないわけではなく、一時的免除においてもIFRS第9号の開示の一部が実質的に導入されていることに留意が必要です。

特に、IFRS第9号においてFVTPLでの測定が強制されない金融資産について、信用リスクの開示が求められますが、これらの金融資産を特定するには、まずIFRS第9号のSPPIテストを実施する必要があると考えられます。SPPIテストはIAS第39号上要求されていなかった手続になるため、IFRS第9号のシステム対応においては、どのシステムの開発スケジュールを早め、関連する追加コストがいくら必要かを検討する必要があります。

## 2. 上書きアプローチ

### (1) 概要

IASBは上書きアプローチについては、開示と表示の双方において、その適用企業と非適用企業の比較可能性を担保しようとしています。

開示に関しては、上書き調整の内容の理解に最も資するよう企業が自らその開示内容を決定することが認められますが(ED37C項、BC52項)、同時にIFRS第7号の開示要件も満たす必要があり、これにはIFRS第9号に関する開示も含まれます。

開示上の要求事項として、上書きアプローチの適用対象となる金融資産の決定に係る会計方針を記載するとともに、当期に実施された上書き調整の内容について説明することが求められます。また、適格金融資産の新規購入・売却を含めその指定範囲に変更があった場合には、その影響額等に係る追加開示が必要になります(ED37D項)。

上書き調整額は、独立科目として、税引前当期純利益の前、OCI、もしくはその両方に記載することになります(ED35C項、BC48項)。上書き調整に伴う個々の科目への影響額については、損益計算書上で表示するか、もしくは注記として開示することになります(ED35C項)。

### (2) 上書きアプローチ適用に係るコストとベネフィット

上書きアプローチの適用に際しては、その適用に係るコストとベネフィットを吟味する必要があります(図表3参照)。

#### ① 上書きアプローチ適用に係るコスト

上書きアプローチを適用する場合、IAS第39号とIFRS第9号を該当金融資産に並行して適用することになるため、関連プロセスとシステムの変更が必要となるほか、システムとコントロールを両基準に対応して整備・運用するコストも必要になります。また、上書き調整額の算出方法に加えて、報告・開示対象となる適格金融資産の記録管理方法についても新たに構築する必

## III. 開示および表示

### 1. IFRS第9号の一時的免除

#### (1) 概要

IASBは開示において、IFRS第9号の一時的免除の適用企業と非適用企業の比較可能性を担保しようとしています。

主な開示要件は以下のとおりです。

- IFRS第9号上のSPPIテスト(償却原価適用の要件である、契約上のキャッシュフローが元本及び利息支払いのみであるか否かのテスト(IFRS第9号B4.1.7-B4.1.26項))に合致、かつ、売買目的でないあるいは公正価値ベースで管理されていない金融資産に係る、信用リスク情報(ED37A項(d))。
- IFRS第9号上、SPPIテストに合致しないためFVTPLで測定される金融資産については、報告日の公正価値および報告期間における公正価値の変動(ED37A項(c))。

これらの開示には事業モデルに基づく分類は含まれていないことから、一時的免除を適用する企業が、新しい保険契約の会計基準の適用前に、金融資産における事業モデル評価を実施する必要性を削減することも意図しています(ED BC71項)。

また、企業は、一時的免除の適用要件を満たすことについてどう結論付けたかについて開示しなければなりません(ED37A項(b))。一時的免除の適用後、保険事業が支配的活動と判定されなくなった場合には、当該報告期間に追加的な開示を行う必要があります(ED37B項)。

#### (2) 開示上の留意事項

上述のとおり、IFRS第9号の一時的免除を適用したとしても、

要があります。

ただし、IFRS第9号上FVTPLに区分されるがIAS第39号上そうではない金融資産の測定に必要な情報については、IFRSを既に適用している企業であれば、既存の会計システムで利用可能と考えられます。例えば、IAS第39号上売却可能に区分されていた金融商品については、既に公正価値測定されており、IAS第39号上償却原価で測定されていた金融商品については、IFRS第7号上で公正価値を開示することが要求されています。非上場株式または関連デリバティブに関し、従前IAS第39号上公正価値が信頼性をもって測定できないとしていた場合も考えますが、このようなケースは限定的と思われます。

また、IFRS第9号上償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定 (FVOCI) される金融資産については、新しい保険契約の会計基準が適用になった際にFVTPLとして指定される予定であっても、新しい保険契約の会計基準へ移行するまでは、期待損失モデルを適用することが必要になると考えられます。

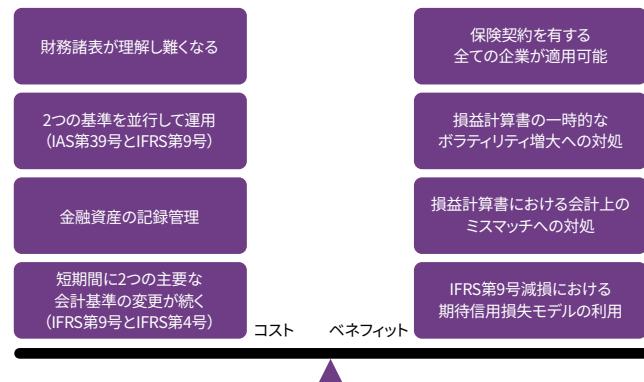
金融商品に関連しないシステムであっても、上書きアプローチの適用に伴うコストを勘案する必要があります。例えば、繰延税金資産にどのような影響が生じるか、関連するシステムやプロセスの対応のためにどの程度コストが生じるか検討が必要となる可能性があると考えられます。

## ② 上書きアプローチ適用に係るベネフィット

上書きアプローチでは、保険会社側で上書きアプローチの適用対象とする資産を選択可能であるため、一部の金融資産について上書きアプローチへの対応コストが一時的な損益ボラティリティを減少させるベネフィットを上回る場合、システムおよびプロセス変更を行わず追加コストを負担しないといった選択も可能になります。

また、上書きアプローチを適用した財務諸表であれば、他の業種とも比較が容易になると考えられます。

【図表3 上書きアプローチ適用に係るコストとベネフィット】



## (2) 上書きアプローチ

上書きアプローチは、IFRS第9号を最初に適用するとき、もしくは、従前IFRS第9号上FVTPLに指定した金融負債に係る利得または損失の表示についてのみ適用していた企業が最初にIFRS第9号を全面適用する際にのみ認められます（ED35D項）。上書きアプローチの適用開始以降は、どの期間でも上書きアプローチの適用を中止してIFRS第9号の全面適用を開始することが可能となっています（ED35F項）。ただし、新しい保険契約の会計基準の適用日以降は、上書きアプローチの適用は認められません（ED BC44項(c)）。

本公開草案により、新しい保険契約の会計基準が適用になるまでの間、図表4、5に掲げるようなオプションが利用可能になると思われます。

## 2. IFRS初度適用企業

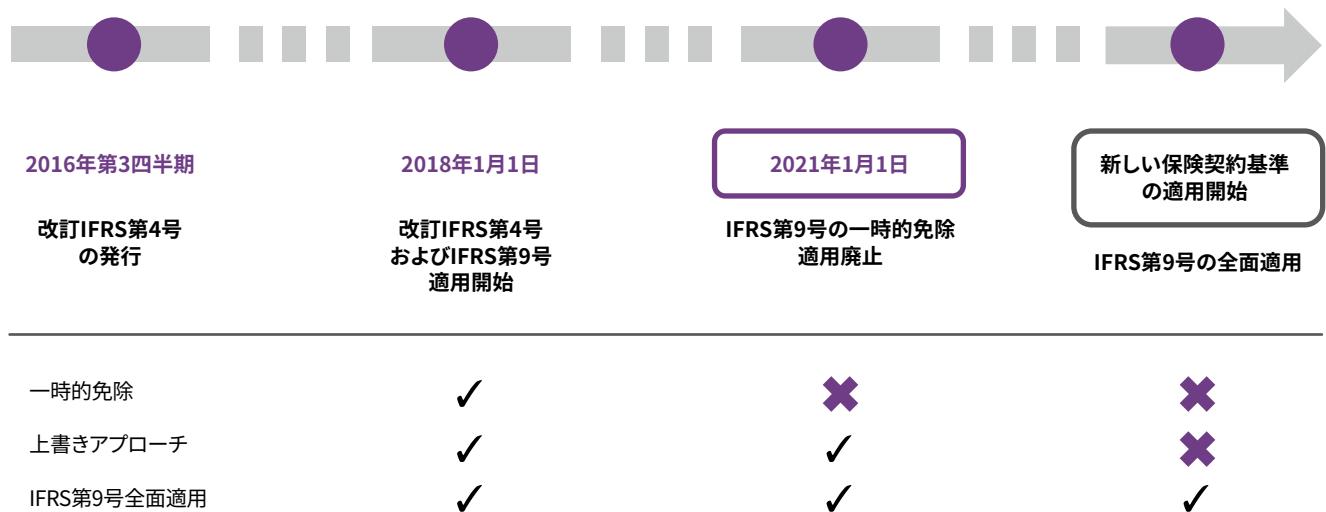
IFRS初度適用企業においては、IFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチの双方について、以下の理由からその適用が禁止されています（ED BC82項）。

- IFRS第1号「IFRSの初度適用」が、原則として現行のIFRS（すなわちIFRS第9号）の適用を求めていること。
- 初度適用企業においては、新しい保険契約の会計基準の早期適用あるいは新しい保険契約の会計基準に準じた会計方針を採用することにより、追加的な会計上のミスマッチや一時的なボラティリティの増大を削減することが可能であること。
- 上書きアプローチやIFRS第9号の一時的免除は、新しい保険契約の会計基準の適用前にIAS第39号からIFRS第9号への移行を行う企業で生じる一時的な会計上の問題に対処するものである一方、初度適用企業においてはIAS第39号からIFRS第9号への移行ではなく各国の財務報告基準からの移行になること。

【図表4 2021年より前に新しい保険契約の会計基準が適用になった場合】



【図表5 2021年より後に新しい保険契約の会計基準が適用になった場合】



一方、2018年1月1日以前に開始する会計期間においてIAS第39号に基づき初回のIFRS財務諸表を公表した初度適用企業は、2018年1月1日以降開始される会計期間において一時的免除および上書きアプローチを適用することが可能とされています。

そのため、IFRS初度適用企業が、新しい保険契約の会計基準の適用開始前に、初回のIFRS財務諸表をIFRS第9号に基づき作成する場合、II 2. (4)に例示した利用可能な他のオプションについて検討する必要があると思われます。また、新しい保険契約の会計基準上で利用可能な移行措置に関しても、併せて検討する必要があると考えられます。

### 3. 移行措置

	適用開始時	適用終了時
IFRS第9号の一時的免除	一時的免除で要求される開示上(III 1. 参照)、必要な範囲内でIFRS第9号の移行措置が適用可能(ED41J項)。	IFRS第9号の移行措置に準ずる(ED20F項)。
上書きアプローチ	上書きアプローチは遡及適用され、IFRS第9号を適用した場合の適格金融資産の公正価値と、IAS第39号における帳簿価額との差額について、適用開始時のOCIの期首残高の調整として認識する(ED41K項(a))。 なお、IFRS第9号に従い比較情報の修正再表示を行う場合、かつその場合にのみ、上書きアプローチの適用を反映した比較情報の修正再表示が必要となる(ED41K項(b))。	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づき、会計方針の変更について開示しなければならない(ED35E項(d))。

なお、保険業界では、新しい保険契約の会計基準の適用前に金融資産の分類を行うことに対して懸念を表明していましたが、これに対しIASBは、新しい保険契約の会計基準における移行措置として、その初度適用時にIFRS第9号における金融資産の分類に係る事業モデル判定基準について再度検討し、金融資産のFVTPLおよびFVOCIへの再指定を容認することを検討するとしています。

## V. おわりに

本稿では、IFRS第9号の適用に関する例外的な取扱いを認め、IFRS第4号改訂案の概要について解説しました。なお、本公開草案へのコメント受付は2016年2月8日で締め切られています。

IFRS第9号の一時的免除および上書きアプローチについては、上述のとおりIFRS初度適用企業にはいずれも認められていませんが、2018年1月1日以前にIFRS適用を予定していない多くの日系保険会社には影響しないものと考えられます。一方で、本公開草案は保険業界がこれまで主張してきた会計上のミスマッチおよび一時的なボラティリティの増大への懸念に対処するものであり、欧米保険会社を中心としてその適用が検討されるものと考えられます。

### (参考文献)

KPMG IFRG Limited: Insurance amendments – Amendments to IFRS4 Insurance Contracts, New on the Horizon, December 2015.

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
金融事業部  
シニアマネジャー 加賀 直樹  
TEL: 03-3548-5101 (代表番号)  
naoki.kaga@jp.kpmg.com

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.